

# 4月は統一地方選挙が執行されます

## ― 県議会議員選挙・市議会議員選挙 ―

**◆ 埼玉県議会議員一般選挙**

告示日 3月30日(金)  
投票日 4月8日(日)

**◆ 深谷市議会議員一般選挙**

告示日 4月15日(日)  
投票日 4月22日(日)

### 投票のできるかた

埼玉県議会議員一般選挙  
昭和62年4月9日以前に生まれたかたで、深谷市に平成18年12月29日以前に転入の届け出をし、引き続き深谷市の住民基本台帳に記録されているかた

深谷市議会議員一般選挙  
昭和62年4月23日以前に生まれたかたで、深谷市に平成19年1月14日以前に転入の届け出をし、引き続き深谷市の住民基本台帳に記録されているかた

**期日前投票・不在者投票**  
投票は、投票日に決められた投票所でするのが原則ですが、投票日当日に投票ができないかたは、要件を満たせば、期日前投票か不在者投票ができます。

**期日前投票**  
期日前投票のできる期間は、選挙の告示日の翌日から投票日の前日までです。

期日前投票のできる主な理由  
投票日に仕事（自営業など）や冠婚葬祭の予定があるかた  
外出や旅行などで投票日に投票区内にいない予定のかた  
病気やけが、妊娠などの理由で投票日に歩けないことが予想されるかた

**不在者投票**  
不在者投票のできる期間は、期日前投票と同じですが、候補者名を記載した投票用紙を不在者投票専用の封筒に入れ封を

### 投票所入場券について

交付を受けているかたは、選挙管理委員会に用意してある投票用紙等交付請求書を受領の上、投票日前4日（埼玉県議会議員一般選挙は4月4日、深谷市議会議員一般選挙は4月18日）の午後5時までに投票用紙などを請求してください。

なお、投票日には20歳を迎えるが期日前投票を行う時点で19歳のかたは不在者投票となります。

投票所入場券は、投票日や投票所のお知らせと、投票所で受け付けをスムーズに行うことを目的としています。  
入場券を紛失されても、投票所で再交付しますので係員にお申し出ください。  
入場券は、はがき（1枚に4人分）で郵送します。入場券告示日に発送が届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。期日前・不在者投票、

## 市内の投票区・投票所

第6投票所、第18投票所が変更になりました  
第6投票所 = 藤沢小学校体育館内 藤沢公民館内  
第18投票所 = 明戸地区体育館内 明戸小学校体育館内

投票区	投票所名	投票区	投票所名
1	保健センター大会議室内	25	岡部多目的センター内
2	市役所本庁舎市民ホール内	26	岡部公会堂内
3	深谷駅市民サービスセンター ギャラリー1内	27	南岡農民センター内
4	深谷西小学校体育館内	28	旧榛沢農業協同組合内
5	くれよんかん内	29	榛沢児玉会館内
6	藤沢公民館内	30	後榛沢公会堂内
7	大谷集落農業センター内	31	本郷学童保育室内
8	桜ヶ丘小学校体育館内	32	本郷農業総合センター内
9	埼玉県大里農林振興センター内	33	山河中央集会所内
10	上柴西小学校体育館内	34	上原集会所内
11	上柴東小学校体育館内	35	川本北小学校体育館内
12	上柴コミュニティセンター内	36	瀬山集会所内
13	上柴中学校体育館内	37	春日神社社務所内
14	幡羅小学校体育館内	38	本田第5公会堂内 (旧第5区公会堂内)
15	幡羅公民館内	39	富山中央自治会館内 (旧第8区集会所内)
16	幡羅中学校体育館内	40	川本農民センター内
17	深谷商業高等学校給食室内	41	上郷野菜集荷所内
18	明戸小学校体育館内	42	武蔵野農村センター内 (旧中郷農村センター内)
19	明戸中学校体育館内	43	下郷公民館内
20	大寄公民館内	44	花園公民館内
21	豊里公民館内	45	老人福祉センター花園荘内
22	八基公民館内	46	黒田農民センター内
23	岡部浄化センター内 (旧岡部町水質管理センター内)	47	花園就業改善センター内
24	つばさ保育園内	48	花園保健センター内

### 期日前投票・不在者投票

期間 埼玉県議会議員一般選挙  
3月31日 ~ 4月7日  
深谷市議会議員一般選挙  
4月16日 ~ 21日

時間（両選挙とも）午前8時30分 ~ 午後8時  
場所（両選挙とも）  
期日前投票 = 市役所本庁舎3階大会議室、岡部総合支所1階会議室、川本総合支所1階市民相談室、花園総合支所1階東側  
不在者投票 = 市役所本庁舎3階大会議室

### 投票日当日の投票

時間 午前7時 ~ 午後8時  
場所 市内48投票所のうち指定された投票所

**開票について**

日時 埼玉県議会議員一般選挙  
4月8日 午後9時 ~  
深谷市議会議員一般選挙  
4月22日 午後9時 ~  
場所（両選挙とも）  
総合体育館（深谷ビッグタートル）

し、それを投票管理者が受理し投票日当日に投票管理者が投票箱へ投票用紙を入れる制度で、次のような方法があります。

他の市区町村の選挙管理委員会で行う方法

長期出張などの理由で他の市区町村に滞在の場合、事前の手続きにより滞在地先の市区町村の選挙管理委員会でする投票ができます。

特定の指定された施設で行う方法

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・施設で、不在者投票ができます。手続きについては、病院・施設に確認し事前にお申し出ください。

**郵便により行う方法**  
身体に重度障害があり、要件を満たすかたは、自宅などで投票用紙に候補者名を記載し、郵送することで不在者投票ができます。

この方法では、先に郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。すでに証明書の

または投票日当日の投票にお越しの際には、必ず記載の投票所を確認の上、入場券を切り離して各自お持ちください（お持ちいただけなかったときは係員にお申し出ください）。

### 選挙公報の配布について

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を県議会議員一般選挙および市議会議員一般選挙とも投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。

また、市役所（本庁舎・各総合支所）、各公民館などにも置く予定ですのでご利用ください。入手できないときは選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙は皆さんの声を政治に反映させる大切な機会です。  
みななそろって投票しましょう。

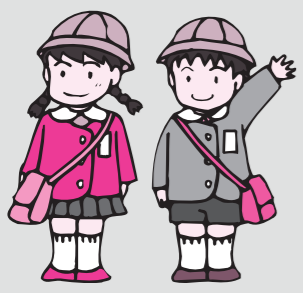
### 問い合わせ

選挙管理委員会  
574 6664

### 児童手当

市内に居住し、小学校6年生（12歳到達後の3月31日）までのお子さんを養育しているかたに支給されます。  
支給額は、第1子および第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円です。ただし、所得制限があります。手続きのあった翌月分から支給されます。

手続き 認定請求書などの提出が必要です。申請されるかたの状況により、提出書類が異なりますので、詳しくは児童課または各総合支所福祉健康課へ  
公務員のかたは勤務先で手続きをしてください  
問い合わせ 児童課（574 16646）へ



**障害福祉課からのお知らせ**

◆自動車燃料費補助金申請

対象 市内在住で、身体障害者手帳1・2級を持ち、本人名義の車またはバイクと運転免許証のあるかた。または、18歳未満で身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aを持ち、保護者名義の車またはバイクと運転免許証のあるかた

補助額 1につき50円  
補助上限(月額) 自動車「1」、250円、バイク「2」250円  
自動車とバイクの重複補助はありません。また、タクシー券と自動車燃料費補助金の選択制になっていきますのでご注意ください

申請 4月16日 までに、認定済みのかたは補助金申請書と平成18年10月～19年3月分の燃料に伴う領収書を、新たに認定を受けるかたは運転免許証と車またはバイクの車検証をお持ちの上、障害福祉課または各総合支所福祉健康課へ新規の場合、認定を受けた月の燃料費分から補助の対象です

◆難病患者支援事業について

市では特定疾患で受診した医療費自己負担金の一部を助成しています。

対象 次の条件をすべて満たすかた

市内に住所を有するかた  
管轄の保健所で申請・承認された埼玉県特定疾患受給者証、または小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けているかた  
特定疾患で受診した医療費の自己負担金があるかた(ただし、重度医療・こども医療など、他の公的医療費補助を受給しているかたを除く)

助成額 保健所で交付された受給者証の一部自己負担金の合計額と年限度額3万円のいずれか少ない方の額

新規申請 埼玉県特定疾患受給者証(または小児慢性特定疾患受給者証)と郵便局以外の本人名義の通帳をお持ちの上、障害福祉課または各総合支所福祉健康課で登録申請(随時受け付け)が必要です。登録申請後は、年2回(4月と10月)医療費助成の申請をしてください  
登録済みのかたの申請 4月16日

日 までに、埼玉県特定疾患受給者証(または小児慢性特定疾患受給者証)と平成18年10月～19年3月診療分の領収書、郵便局以外の本人名義の通帳(振込先を変更する場合)をお持ちの上、障害福祉課または各総合支所福祉健康課へ平成18年10月の申請で年限度額3万円の支給を受けたかたは、今回対象となりません

問い合わせ  
障害福祉課  
57111011

**ねたぎり高齢者等 移動支援事業**

この事業では、在宅でねたきりの高齢者等、通常の車両での移動が困難なかたが寝台(ストレッチャー)車両による移動サービスを利用して外出することを支援します。

利用対象 市内に住所を有し、在宅で介護保険の要介護認定で要介護4・5に認定されているかた  
利用できるサービス 市と協定

を結ぶ福祉タクシー事業者の行う移動サービス  
利用回数 1年に24回を限度とし、毎年4月に更新手続きをします

**利用料金**

対象	運賃	5,000円まで(1回当たり)	5,000円超(1回当たり)
介護保険料の段階第1～3段階のかた		無料	5,000円を超えた額を負担
介護保険料の段階第1～3段階以外のかた		1割を負担	500円(5,000円の1割) + 5,000円を超えた額を負担

◆協力事業者の募集について

市内に事業所を有し、寝台ストレッチャー)移動サービスを行っている、この事業にご協力を頂ける福祉タクシー事業者を募集しています。  
募集期間 3月26日 まで

問い合わせ  
長寿福祉課  
57416645